

# 低温科学研究センターで 液体窒素容器等再検査を 受検できます!!



- 自加圧式容器は高圧ガス保安法で製造日に応じて定期的に再検査を受検するよう定められています  
**未受検の容器は液体窒素を充てんできません**
  - ・ 製造後20年未満は5年
  - ・ 製造後20年以上は2年 ※1989年3月以前製造の場合は1年
- このサービスは本学内で使用する容器が対象です
- 詳細はウェブページをご覧ください

<http://www.crc.u-tokyo.ac.jp/gyomu/cryo/ln2/saikensa.html>



※ 以下の容器は検査不要です ※



液体窒素開放型容器



液体ヘリウム容器

東京大学 低温科学研究センター 液化供給部門

Mail : teion-info@crc.u-tokyo.ac.jp

Tel : (内線) 22853